

消費税率の引上げに伴う中間申告・納付額に関する留意点

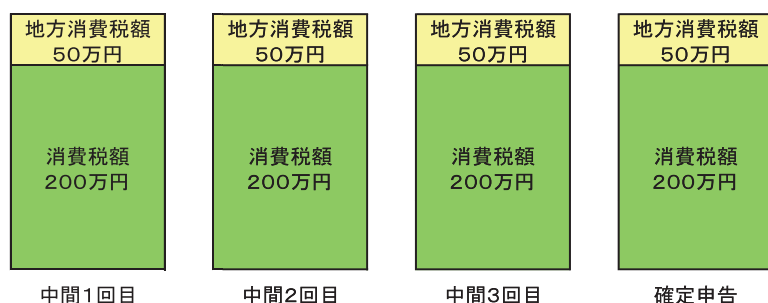
計画的な納税資金の準備を

消費税率は平成 26 年 4 月 1 日から 8 %（消費税 6.3%、地方消費税 1.7%）に改定されています。一方、消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は直前の課税期間の消費税額（国税）を基礎として計算されています。

このため、消費税率の改定直後においては、今後申告する課税期間が消費税率 8 % の期間であっても、中間申告・納付額が直前の消費税率 5 % に対応する金額であるため、確定申告時には、その差額に対応する消費税額を申告・納付する場合がありますので、納税資金の準備をお願いいたします。

3 月決算法人の中間申告・納付のイメージ

【課税期間：平 25. 4. 1～平 26. 3. 31】

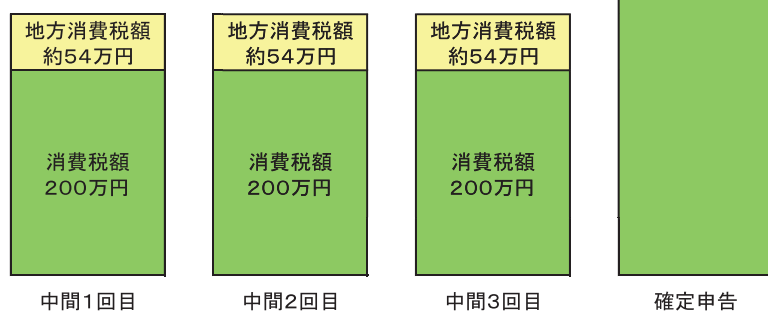


消費税率 5 %
 年税額 1,000 万円
 中間申告による納付額 750 万円
 確定申告時の納付額 250 万円

【課税期間：平 26. 4. 1～平 27. 3. 31】

(直前の課税期間と同額の課税売上があったとした場合)

消費税率の改定直後においては今後申告する課税期間が消費税率 8 % の期間であっても、中間申告・納付額は直前の課税期間の消費税額（国税）を基礎として計算



消費税率 8 %
 年税額 1,600 万円
 中間申告による納付額 762 万円
 消費税 $800 \text{ 万円} \times 3/12 = 200 \text{ 万円}$
 地方消費税（改定後の税率適用）
 $200 \text{ 万円} \times 17/63 = 54 \text{ 万円}$
 （中間申告・納付額は 254 万円 × 3 回）
 確定申告時の納付額
 $1,600 \text{ 万円} - 762 \text{ 万円} = 838 \text{ 万円}$

なお、仮決算による中間申告においては、消費税及び地方消費税ともに中間申告対象期間の末日が平成 26 年 4 月 1 日以後である場合には、税率の異なるごとに区分して中間申告による納付額を計算します。

また、事業者の方々が計画的に消費税の納付を行っていただけるよう、確定申告を待たずに自主的に中間申告・納付ができる「任意の中間申告制度」が創設されています。

この制度は平成 26 年 4 月 1 日以後開始する課税期間から適用されます。